

## 国の重点支援地方交付金活用事業

# 那須烏山市ひとり親家庭等生活支援特別給付金

物価高騰に直面するひとり親家庭等に対する生活支援のため、  
**給付金の支給を実施します！**

## 1. 支給対象者

- 令和8年2月1日に市内に住所を有し、令和8年1月分（令和8年3月11日振込予定）の児童扶養手当の支給を受けている方  
※ 現況届やその他必要書類未提出等を理由に1月分の支給を受けていない方は本給付金の支給は受けられません。

## 2. 支給額

児童扶養手当受給世帯に一律 **5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

- 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- 児童扶養手当支給の振込指定口座に振り込みます。

### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給辞退届出書をご提出ください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

- 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

## 4. 給付金についてのQ&A

Q1. 給付金はいつ振り込まれますか？

A. 令和8年3月19日に支給を予定しています。

Q2. 児童扶養手当の令和8年1月分が全部支給停止または差し止めになっている場合は支給対象となりませんか？

A. 支給対象となりません。

また、現況届等の必要書類の未提出を理由に1月分手当が差し止めとなっている方についても給付金の支給対象となりませんのでご承知おきください。

Q3. 「受給辞退届出書」はどこに提出すれば良いですか？また、口座の変更はどこで行えば良いですか？

A. 受給辞退届出書はこども課（保健福祉センター内）に届け出てください。また、児童扶養手当の振込指定口座の変更についてもこども課（保健福祉センター内）にお問い合わせください。



「那須烏山市ひとり親家庭等生活支援給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたつた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

\*お問い合わせは下記までお電話ください。

【お問い合わせ先】

那須烏山市こども課相談グループ（受付時間 平日8：30～17：15）

〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1

TEL : 0287-88-7116 FAX : 0287-88-6069